

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2019年（令和元年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

整理 番号	路 線 名	起 点	幅 員 m	延 長 m
		終 点		
1	辻堂 670号線	辻堂三丁目6347番69地先	5.0	71.8
		辻堂三丁目6347番83地先		
2	辻堂 671号線	辻堂五丁目7033番1地先	4.5	34.8
		辻堂五丁目7033番6地先		
3	辻堂 672号線	辻堂太平台二丁目5128番74地先	4.5	30.0
		辻堂太平台二丁目5128番72地先		
4	村岡 584号線	川名字通町741番21地先	4.5 ～ 4.9	33.3
		川名字通町751番4地先		
5	明治 522号線	羽鳥二丁目354番1地先	4.5	21.0
		羽鳥二丁目345番4地先		
6	明治 523号線	辻堂新町三丁目3556番31地先	4.5	22.9
		辻堂新町三丁目3556番28地先		
7	明治 524号線	辻堂新町三丁目3556番23地先	4.5	26.2
		辻堂新町三丁目3556番20地先		

8	湘南大庭 473号線	大庭字丸山5446番19地先	4.5	19.3
		大庭字丸山5446番7地先		
9	長後 926号線	下土棚字新屋敷538番7地先	2.1	202.8
		下土棚字新屋敷494番2地先	~ 4.2	
10	御所見 1139号線	宮原字歩一1421番16地先	4.5	62.3
		宮原字歩一1423番3地先		
11	御所見 1140号線	瀬郷字大六天659番3地先	4.3	22.0
		瀬郷字広町182番3地先	~ 4.6	

提案理由

辻堂670号線ほか10路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。